

伊勢市議会パネル等の取扱いに関する要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、本会議又は委員会（協議会を含む。以下同じ。）における質疑又は一般質問において発言を補完するために議場又は委員会の会議室に持ち込んで使用するパネル、写真その他の物品（以下「パネル等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の基準）

第 2 条 パネル等の使用は、議会は言論の府であることにかんがみ、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) パネル等の使用は、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨として、あくまでも説明の補助手段であること。
- (2) パネル等の使用は、必要最小限のものに限ること。
- (3) 発言に当たっては、パネル等を参照しなくても会議録を読んで当該発言の内容が理解できるようにすること。

（本会議における使用の承認）

第 3 条 本会議における質疑又は一般質問においてパネル等を使用しようとする者は、あらかじめ、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる期限までに、パネル等使用申出書（別記様式）を議長に提出しなければならない。

- (1) 議員 パネル等を使用しようとする質疑又は一般質問に係る発言通告書の提出期限
- (2) 市長その他の執行機関の職員 パネル等を使用しようとする質疑又は一般質問が行われる日（質疑又は一般質問が期間を定めて行われる場合にあっては、当該期間の初日）の前々日（その日が市の休日（伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例第 2 号）第 1 条第 1 項

に規定する市の休日をいう。以下同じ。)に当たる場合にあっては、その日の直前の市の休日でない日)の正午

(本会議における使用の承認の基準)

第4条 議長は、前条第1項の承認の申出が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) パネル等の内容が著作権その他の知的財産権を侵害すると認められるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、パネル等の内容が個人又は団体の権利利益を侵害すると認められるもの
- (3) パネル等の内容が公序良俗に反すると認められるもの
- (4) パネル等の内容が広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むと認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パネル等の内容、使用の方法その他のパネル等の使用が第2条に規定する基準に照らして適当でないと認められるもの

2 議長は、前条第1項の承認の申出について前項各号に規定する要件に該当する疑いがあると認めるときその他必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴くことができる。

3 前条第1項の承認には、議事の運営上必要な条件を付することができる。

4 前条第1項の承認を受けた者は、当該パネル等の写し又は当該パネル等を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの(以下「写し等」という。)を議長が指定する部数作成し、これを議長が指定する期限までに議長に提出しなければならない。ただし、写し等を作成することが困難であると議長が認めるとき又は当該パネル等に記載された内容が公にされている場合であって次条の規定による

写し等の配布及び配置をする必要がないと議長が認めるときは、この限りでない。

（写し等の配布等）

第5条 議長は、議事の運営上必要があると認めるときは、前条第4項の規定により提出された写し等を議場内において配布し、及び傍聴席に配置するものとする。

（承認の取消し）

第6条 議長は、第3条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 第4条第4項の規定に違反したとき。

（会議録における取扱い）

第7条 議長は、パネル等の使用があったときは、会議録においてその旨を表記するとともに、第4条第4項の規定により提出された写し等を会議録の原本に添付して保存するものとする。

（委員会についての準用）

第8条 第3条から前条までの規定は、委員会におけるパネル等の使用について準用する。この場合において、第3条第2項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる期限」とあるのは「パネル等を使用しようとする質疑が行われる日の前々日（その日が市の休日に当たる場合にあっては、その日の直前の市の休日でない日）の正午」と、第4条第2項中「議会運営委員会」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第9条 この要綱の規定は、質疑又は一般質問において発言の内容に関係

のある写真、パンフレット等を単に示すために議場又は委員会の会議室に持ち込む場合については、適用しない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パネル等の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）伊勢市議会議長
（ 委員会委員長）

申出者

パネル等使用申出書

質疑・一般質問における発言においてパネル等を使用したいので、次のとおり申し出ます。

1 使用しようとする質疑・一般質問

（1） 会議の名称

（2） 質疑・一般質問の項目

2 発言中の使用箇所

3 パネル等の内容（概要）

※他人の著作物を引用する場合は、出所を明示すること。

4 使用の理由

記入例

別記様式（第3条関係）

平成●年●月●日

（あて先）伊勢市議会議長
（ 委員会委員長）

申出者 ●● ●●

パネル等使用申出書

質疑・一般質問における発言においてパネル等を使用したいので、次のとおり申し出ます。

1 使用しようとする質疑・一般質問

(1) 会議の名称

平成●年●月市議会定例会の本会議

平成●年●月市議会定例会の▲▲委員会

平成●年●月●日開催の▲▲委員協議会

(2) 質疑・一般質問の項目

議員の場合 → 「議案第●号●●条例の一部改正について」に対する質疑

→ 一般質問「●●●●について」

職員の場合 → ●●議員の「議案第●号●●条例の一部改正について」に係る
質疑に対する答弁

2 発言中の使用箇所

●●の利用者数の経年推移を説明する部分

3 パネル等の内容（概要）

※他人の著作物を引用する場合は、出所を明示すること。

平成●年度から平成●年度までの各年度の利用者数をグラフで表したもの

4 使用の理由

利用者数の経年推移を視覚的に表現することで、データ全体を把握することができ、相手方の理解を高めることができるため